

土木森林環境委員会会議録

日時 平成24年3月7日(水) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後3時17分

場所 第一委員会室

委員出席者 委員長 白壁 賢一
副委員長 桜本 広樹
委員 前島 茂松 武川 勉 望月 清賢 石井 脩徳
仁ノ平尚子 土橋 亨 望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 酒谷 幸彦	県土整備部理事 山本 力
県土整備部次長 末木 正文	県土整備部技監 上田 仁
総括技術審査監 小池 雄二	県土整備総務課長 秋山 孝
美しい県土づくり推進室長 山口 雅典	建設業対策室長 秋山 剛
用地課長 市川 正安	技術管理課長 内田 稔邦
道路整備課長 大久保勝徳	高速道路推進室長 三浦 市郎
道路管理課長 丸山 正視	治水課長 井上 和司
砂防課長 中嶋 晴彦	都市計画課長 市川 成人
下水道課長 小池 厚	建築住宅課長 松永 久士
営繕課長 和田 健一	

議題 (付託案件)

- 第21号 山梨県屋外広告物条例等中改正の件
- 第22号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件
- 第47号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件
- 第48号 街路整備事業施行に伴う受益者負担の件

(調査依頼案件)

- 第27号 平成24年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、及び第3条債務負担行為中森林環境委員会関係のもの
- 第38号 平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部、森林環境部の順に行うこととし、午前10時04分から午後3時17分まで県土整備部関係の審査を行った。(午前11時21分から午前11時22分まで、午前11時33分から午前11時34分まで、午前11時47分から午前11時48分まで、午前11

時53分から午後1時30分まで、午後1時58分から午後1時59分まで休憩をはさんだ。）

森林環境部関係については3月8に審査を行うことになった。

主な質疑等

県土整備部関係

※第27号 平成24年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、及び第3条債務負担行為中森林環境委員会関係のもの

質疑

(景観計画策定について)

桜本副委員長 県土の5ページ、美しい県土づくり推進室について御質問をいたします。今、景観計画というのが27市町村中22市町村しか対応ができていないということですが、残る5地域についての指導はどのような状況になっているのでしょうか。

山口美しい県土づくり推進室長 景観計画策定につきましては、今現在、22市町村までが計画及び計画策定中の運びとなっており、5市町村で未着手となっております。策定済未着手につきましては、早期に景観計画を策定するよう市町村を指導しているところでございます。以上でございます。

桜本副委員長 後ほど条例の概要ということで出てくるわけですが、屋外広告物、県土の6ページにもつながることです。市町村が主体となったということで、この条例の施行というか執行が10月の1日というスケジュールになっているかと思いますが、そこまでには計画等が十分間に合うような状況になっているのでしょうか。その辺の把握をしているのでしょうか。

山口美しい県土づくり推進室長 景観計画と屋外広告物の関係は直接関係がなく、屋外広告物条例につきましては山梨県の屋外広告物条例により指導及び取り締まりを行っているところでございまして、景観計画の策定とは直接関係がないところでございます。

桜本副委員長 条例概要に出てくる中では、市町村が主体となった景観形成の推進、あるいは市町村長が独自に、強化地域とかを指定するというようなことも細かく決まっている中で、その中の具体的な景観計画というものが決まっていなくて、そういった判断ができるんでしょうか。そういった意味でも屋外広告物と景観計画という整合性というのはいないんですか。はっきりそう言えるんですか。

山口美しい県土づくり推進室長 今現在、景観計画につきましては、5市町村が告示をして完成しております。残りの市町村はまだ作成中ですが、その中で市町村が作成する景観計画をより細かく具体的にしていく中で、屋外広告物条例とバッティングするようなどころがある場合、今から御説明する屋外広告物条例の中ですと、よりきめ細やかに基準の変更ができる条例を今回上程しているところでございまして、屋外広告物条例と調整が必要となるような景観計画の細か

い策定をしている町村はまだ今の段階では出ておりません。以上でございます。

桜本副委員長 具体的に景観計画ができていないところの、例えば市町村名を挙げるとか、めどがどのぐらいなのかといった情報はお持ちでしょうか。

山口美しい県土づくり推進室長 景観計画の中でより細かな地域的なものをつくっているところは、幾つか検討しているところはございますが、まだ具体的なものとして私どものところへ上がってきているものはございません。

桜本副委員長 答えがきちんとできていないと思うんですが、要は残りの景観計画ができていないところに対しては、県ではどのようなめどをお持ちなのか、あるいは指導をしたいのか、その辺をお聞かせください。

山口美しい県土づくり推進室長 残りの市町村につきましては、鋭意、景観計画策定を働きかけているところでございまして、来年度以降着手を予定している市町村もございますし、再来年着手というところまで今、めどとしては来ているところでございます。

(屋外広告物指導取締費について)

桜本副委員長 県土の6の屋外広告物監視員を配置するというところで、取締費という中に盛り込まれているのですが、何人ぐらいの監視員を考えていますか。

山口美しい県土づくり推進室長 屋外広告物監視員につきましては、現在、4建設事務所で6名配置しています。

桜本副委員長 その6名の日常の動き、活動というか仕事の内容を説明していただけますか。

山口美しい県土づくり推進室長 現在の6名につきましては、屋外広告物監視員といたしまして、定期的な巡回、違反の早期発見、指導及び屋外広告物の簡易除却を行っているところでございます。

(富士山火山防災監視カメラシステム維持管理について)

桜本副委員長 質問項目が変わりますが、県土の31、砂防課、この中に富士山の火山防災監視カメラシステムというものについて触れられています。今ちょうど富士山の動きというようなものに県民も非常に心配というか不安を持っているわけですが、その中で環境科学研究所における富士山の火山研究事業というところがあります。これは森林環境総務課の所管ですが、システムが連動しているとか、例えば富士山に微妙な動きが、震動が出てきていると。そして、その動きと連動して監視カメラの動きというものが協調するとか連動するとか、全くその辺のことは今現在考えておられないとは思いますが、今後そういった火災、富士山のもの、具体的な活動状況と監視カメラというものを今後連動していかなければならないのか、その辺についてお聞かせ願えますか。

中嶋砂防課長 富士山の火山につきましては、監視体制とすると気象庁とか大学とか、その他の機関がいろいろな観測をしております。その中で山梨県がやっているということは、ちょっと温度差がありますが、監視カメラをつけているというところで、現時点では連動ということはないんですけども、国の機関とやっている情報は、気象庁を通しまして私どものほうにも入ってきます。県がやってい

ますのは、今、富士山につきまして、静岡に富士砂防という国の機関がありますが、そこに監視カメラがついております。山梨県のカメラが山中湖と河口湖にあります。富士砂防に朝霧と裾野にやはり監視カメラがついていまして、お互いにその情報は交換できるようになっております。

したがって、監視カメラについては国土交通省の富士砂防と関連しているんですけども、富士山の観測自体についてはカメラとは連動していません。必要とあれば今後検討していきたいと考えております。

桜本副委員長 その監視システムが山梨県の防災対策、例えば知事に連絡が入って、これはもう地域にすぐ対策本部を設置しなければならないとか、そのシステムに連動した山梨県の防災対策とは連動性があるのでしょうか。

中嶋砂防課長 砂防課所管のところではないので、そこまで私が述べることはできませんが、富士山につきましては、5段階の避難ランクがあります。まず平常時と、そして噴火口周辺の警戒、それに入山規制、そして避難準備、避難という5段階と決められていまして、今、国が、富士山は全国の中の活火山の中に位置づけられて、国のほうで予知会が観測しております。それが何か異常、火山性微動ですとか、そういったものがあれば、随時連絡が県の消防防災課のほうへ入ることになっております。

こちらにつきましては、そういう監視システムの情報について定期的な報告はあります。予知会というのは2カ月に一遍ぐらいで会合を開いているのですが、その情報についてはこちらに入ります。県では見れません。そういうことなので、富士山は要するに全国では活火山、重要火山と位置づけられていまして、国が24時間体制をしていますので、その情報は随時、何か変化があれば県の消防防災課へ入ることになっています。

桜本副委員長 この監視システムのデータというのは防災課に入ると。あとはそちらでどのような県の防災対策をするのかしないのかというのは、情報提供だけはしているということでしょうか。

中嶋砂防課長 砂防課で所管しているのが、富士山の噴火に伴う土砂災害のほうなので、何か山体に異常があれば、その監視カメラを当然見ていまして、その情報は市町村や関係機関に報告するということになっています。県では当然見れます。

(都市計画指導費について)

桜本副委員長 続いて県土の36ページ、都市計画指導費で、「大規模な地震又は」というところで、被災宅地危険度判定活動ということの中で、実際、3月11日の震災、あるいは今年度の台風、二つの中で実際実績として何か上がっているのでしょうか。

市川都市計画課長 この被災宅地危険度判定活動、これは判定士というのを養成しまして活動をするわけですが、大規模な地震等によって、建物ではなくて、建物の土台となる部分、そこが宅地として危険かどうかということを経験する活動でございます。実績といたしましては、昨年3月11日の東日本大震災の後、県に国を通して判定士の派遣要請がございまして、6名が3月から4月にかけて宮城県のほうへ行って判定活動を行っております。以上です。

(県営住宅管理費について)

桜本副委員長 続いて県土の45ページ、建築住宅課、この中で県営住宅管理費ということ
で滞納訴訟の経費が載っているのですが、最近の滞納率というか、滞納金額の
状況を説明してもらえますか。

松永建築住宅課長 県営住宅の滞納につきましてでございます。平成22年度の決算でござい
ますけれども、総額は約3億9,200万円でございます。以上です。

桜本副委員長 全体に対する滞納費というのはいかほどになりますか。

松永建築住宅課長 徴収率でございます。平成22年度末の決算の数値でございますけれども、
82.15%でございます。以上です。

桜本副委員長 この中で今回1,276万円盛ってあるのですが、これは去年と比べてどの
ような割合、想定の中で判断したものでしょうか。

松永建築住宅課長 訴訟費用でございます。この内訳としましては、いわゆる訴訟、あるいは
行政執行、これについて62件分ほど見込んでございます。

桜本副委員長 そういう数字が前年度から積み重ねながら、訴訟費という形で出るんですが、
県として今までと違った取り組みをしていかなければならないとか、滞納率を
低くするには、滞納者を少なくするにはどのようにしていかなければならない
か、この方策、方針を示していただけますか。

松永建築住宅課長 滞納があるということではいろいろな対応をしているところでござい
ます。まず、初期の段階で督促をする、こういったことも引き続きやっています。そ
れから、県外へ行ってしまった、あるいは居所不明という方に対しては、サー
ビサー（民間の債権回収会社）に委託しまして、ずっと契約を行いまして回収
業務を委託しているところでございます。

訴訟につきましては、現在、12カ月ということでもって、12カ月以上の
滞納という形のときに訴訟を行っているところですが、こういったところをも
う少し前倒しできないかという検討もいたしているところでございます。以上
でございます。

桜本副委員長 他部署の滞納あるいは市町村との連携ということに関してはどのような考
えをお持ちでしょうか。

松永建築住宅課長 県全体としては、以前出納局とは会議をやって、例えば不納欠損の方針と
いったものは議論の対象になっています。そういう意味で、そういった会議を
やっています。

それから、市町村の滞納の情報ということでございますけれども、これは特
にそれぞれ定期的な打ち合わせ等は行っているのですが、回収するためのこと
として、県では聞かればこういったことをやっていますという情報の交換等
はやっておりますが、全体として市町村を含めて県全体としてどうするかとい
う特別な具体の打ち合わせ等は現在ありません。以上です。

(木造住宅耐震化支援事業費について)

仁ノ平委員 2つの事業のところでは伺いたいと思いますが、まず県土46ページ、3段目
の地震防災対策推進事業費のうち、2つ目の丸の木造住宅耐震化支援事業費の

ことで何点かお伺いしたいと思います。県土整備部の来年度予算の概要について今、御説明を受けて、なかなか廃止する事業は多いんだけど、マル新が当たらなくて、厳しい予算編成だなというのがひしひしと伝わってきます。ここにはマル新と廃止と両方があるんですが、そもそも一番下のこの木造住宅耐震化建替支援というのは、なぜ廃止されてしまうのか、まず伺いたいと思います。

松永建築住宅課長 木造住宅の建替支援事業についてでございます。これは経済対策の一環といたしまして、平成21年度に事業化をいたしましたものです。23年度まで3年間ということで経済対策の一環、あるいはまたモデル的な事業として3年限りということで事業化したものでございまして、そういう意味では当初の予定どおりでございます。ただ、モデル的にやったということで、現在得ている情報でいきますと、県下の幾つかの市町村につきましては、この後も独自に建替の支援を継続するという市町村もあるということは聞いていまして、そういう面では一定の成果はあるのではないかと考えております。以上です。

仁ノ平委員 3年間のことだったから、ここで3年が終わるからという御答弁でした。それはそのとおりなのでしょうけれども、政策評価的にもこれはいかがなものなのかということで廃止されるんだというのも耳にしている、それで新規事業につながるということも聞いているのですが、この廃止されるものへの評価という点ではいかがですか。

松永建築住宅課長 きちんとした公の議論とは違うわけですが、やはり新築をする、建替えをする場合には2,000万円とかそういうお金がかかるわけですし、この補助事業は県と市町村を合わせて60万円の補助事業ということで、割合的なことを考えますれば、なかなかその効果というものがちょっとどうかという議論もあったことは事実でございます。今回、これは廃止になるわけですが、予算書にマル新があるとおり、木造の耐震化につきましてはその他の制度の拡充、あるいは創設により対応していきたい、耐震化を高めていきたいと考えています。以上です。

仁ノ平委員 そうであれば理解できるわけで、2,000万円のうち60万円ですか、2,000万円出すお金がある人は60万円なくても建てかえするでしょうから、政策的にとりやめるといっているのであれば理解できるどころです。

最初に伺わなければいけなかったのですが、そもそもこの事業費の対象になる木造住宅というものの定義と、県内の住宅のうち何%ぐらいがこの木造住宅と呼ばれるものなのか伺います。

松永建築住宅課長 木造住宅で今回この事業の対象になりますのは、昭和56年の5月以前に着手されました住宅につきましては、宮城県沖地震の関係で、昭和56年の6月から新しい耐震基準になっています。したがって、56年の5月以前に着工したものについては旧耐震基準ということで、やはり耐震上問題になるということでございます。そういった木造住宅を対象に耐震化を図って、全体の耐震化を図っていきたいということでございます。木造住宅というのは、主要構造、柱とかはりといったものが木材でできている住宅です。以上でございます。

仁ノ平委員 そうした木造住宅は県内に何戸あって、何%ですか。

松永建築住宅課長 平成22年度末の推計でございますが、その古い木造住宅は7万5,000戸ほどあると我々は考えています。その平成22年度末の住宅全体の耐震化率は75%ということで、県のほうでは御説明しているところです。住宅全体です。以上です。

仁ノ平委員 県内の住宅のうち75%が耐震化既にしてあるよということですね。よろしいですか。

松永建築住宅課長 はい、そのとおりでございます。

仁ノ平委員 それで、先ほどお伺いしたのは、県内に住宅が何戸かあると。そのうちの7万5,000戸というのは何%かと伺ったわけですか。

松永建築住宅課長 推計値ですが、昭和55年以前の木造住宅が7万4,500戸ございまして、全体では昭和55年以前の住宅総合は8万7,700戸ほどございます。我々の推計ですけれども、その中の木造住宅については約12%ぐらいの耐震化率ではないかと考えています。以上です。

仁ノ平委員 12%っていうのは、その木造住宅のうち耐震化してあるものですよ。それが12%ということですよ。

松永建築住宅課長 昭和55年以前、要するに旧耐震基準でつくった木造住宅のうち12%が耐震化されているということでございます。

仁ノ平委員 それはわかったんですが、私が最初に伺ったのは、全県におうちが何戸あって、木造住宅が何%かということですか。

松永建築住宅課長 平成22年末の時点の推計値ですが、住宅の総数は31万5,500戸です。そのうちの木造住宅は22万8,000戸ととらえてございます。以上です。

仁ノ平委員 山梨県内に31万戸あって、そのうちの22万戸が木造ですか。

松永建築住宅課長 そのうちの22万8,000戸が木造住宅です。したがって、比率としては7割を超える比率で木造住宅が多いということですか。

仁ノ平委員 わかりました。ちょっと驚くべき数字です。では、この事業の補助を受けたという対象者は20万人を超えるのですか。

松永建築住宅課長 わかりづらくて恐縮でございますが、あくまでも耐震基準を満たさないのは昭和56年以前の建物でございまして、それは7万4,500戸でございます。その後、新しい耐震基準でつくったものが15万戸ほどあるということですか。

仁ノ平委員 そうすると、31万分の約7万って考えればいいですね。ということは、今、慌てて計算すると20%ぐらいは対象になるのかなと思います。その全部のおうちの20%を対象にこの事業が行われるということですが、約7万5,000戸。さて、補助金がシェルターを除いて3つ提案されているんですが、まず

マル新のもの、その次の改修支援、その次の耐震性向上、それぞれ何戸ぐらいを想定しているのか教えてください。

松永建築住宅課長 まず、マル新ということですが、耐震改修設計支援事業費につきましては、これはここに書いてありますとおり設計に対する新たな補助制度でございますが、これについては対象を200戸と見ています。

耐震診断についてですが、これは本年度同様、1,500戸を見ています。あと、耐震改修工事の補助金でございますが、これが150戸見ています。それから、その下の耐震性向上型につきましては50戸見ています。最後の耐震シェルターですが、これは30戸見ています。

仁ノ平委員 7万5,000戸のうちの200戸とか50戸であるので、数字だけ聞けば随分少しだなという気がするんですが、その話に行く前に、廃止のかわりに出てきたマル新の耐震改修の設計を支援するというのは、もう少し詳しく、どういうことなんですか。

松永建築住宅課長 耐震改修設計支援の概要につきまして御説明申し上げます。これまで改修工事以外に、改修工事をする場合、改修工事のほかに設計費というものが必要でございました。それに対して、今まで補助がございましたので、いわゆる負担感もございました。あるいは、設計から改修工事までを単年度で担うという煩わしさもございまして、耐震改修工事の進捗が思うように行かなかったと考えています。そのために、今回、耐震改修の設計費を別枠に新たに補助制度として創設したいと考えています。この限度額は20万円ということで、国が10万円、県が5万円、市町村が5万円という負担割合で、30万円の設計がかかるだろうと思っておりますが、その場合には個人負担が3分の1の10万円ということでございます。以上です。

仁ノ平委員 建てかえ支援の廃止から、この設計支援で動機づけを政策的にも進めていきたいんだというあたりが、今の御説明から感じられて、なるほどそうだなと思いました。先ほど伺った数字ですが、対象となる7万5,000戸に対して極めて少ないなという感想を持つ一方で、なかなかこういう木造住宅、耐震化が必要なうちに住んでいらっしゃる方は高齢の方が多くて、これだけ枠を用意しても果たしてこの数字に行くかどうかというのも耳にしているところです。そうすると県民全体の31万の家があるわけで、全体への周知というよりも、ピンポイントで対象になる方によく理解いただいて200戸であっても最大限利用していただく、あるいは補正でも利用していただくという方向が正しいのかと思います。周知して理解していただいて前向きな動機づけを持って補助があっても自己負担も大きいですから。そういうインセンティブをどう持たせていただくかが極めて大事な事業だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

松永建築住宅課長 これは周知を図ることが非常に大事だと考えています。そのためにやっている例を幾つか御説明いたします。

まず戸別訪問ということで、これは耐震ローラー作戦というようなことを言っているんですが、地元の市町村の職員、県の職員、建築士の方、それからやはり直接訪問いたしますので、安心して話を聞いていただくために、地元の自治会の役員の方、こういった方も一緒になって戸別訪問を本年度から実施しています。これについては来年度も継続したいと考えています。

そのほか、建築物防災出張講座ということで、いろいろな会議にお邪魔いたしまして、県の制度、地震の怖さといったものを御説明しています。これは今年度の実績としては、現在のところ17回、約1,000人を対象にしています。

それから、先ほど申し上げたのですけれども、戸別訪問につきましては現在の時点で1,200人ほどのお宅を訪問したところです。

それから、そのほかにも技術者向けの講習会を開くとか、県の広報を活用していろいろなテレビ番組で放送していただくということも考えています。

それと、明年度に向けて体制の整備を図りたいと考えていまして、県、市町村、それから建築士会等関係者等で耐震化促進協議会という協議会も今年度末には立ち上げたいと考えています。以上でございます。

仁ノ平委員

皆さんの普及啓発への御努力はテレビの映像などでも見せていただいて、承知しているのですが、一方でそういうお姿を見ていると、県の職員の方や市町村の方が職場を離れて、毎日毎日訪ね歩くのもちょっともったいないなという気もします。そういうことを専門にする緊急雇用の方なんか、スペシャリストの方がいるといいなと映像を見て思っていたんですが、その地震防災対策推進事業費の最初の丸の木造住宅耐震化啓発事業者の緊急雇用というのはそういうような意味合いと理解してよろしいですか。

松永建築住宅課長

委員おっしゃるとおりでございます。緊急雇用の活用ができるということで、県の職員、あるいは市町村の職員にかわってそういったことをお手伝いいただくということで予算計上しています。以上でございます。

仁ノ平委員

最後に1つだけ、ちょっとよくわからないのですが、耐震シェルターってどういうものなんですか。

松永建築住宅課長

耐震シェルターでございますが、これは例えばお年寄り等で住宅全体の耐震化を図れないという方もございますけれども、そういった方を対象に、例えば寝室だけ鉄骨で骨組みをとりまして、部屋の中に骨組みをとりまして、地震が来て建物そのものが倒壊しても、その囲われた部分だけは安全に残ると。人命だけは守るといものがシェルターでございます。

仁ノ平委員

間もなく再び3.11もやってくることで、本会議でも住宅耐震化については随分話題になったことと思います。多分、補正も可能だと思いますので、予算が足りなかったよというほどの利用があるといいなと願って、緊急雇用の方も含めて奮闘を祈ってこの質問はここで閉じたいと思います。
(屋外広告物指導取締費について)

もう一つ、県土の6で伺いたいのですが、桜本委員からも質問があった屋外広告物指導取締費のことです。マル新ではないので、これまでもこの取り締まりはずっと行われてきたと思うんですが、ルールが完全に守られている状況を100%とすると、この屋外、違法というか望ましくない屋外広告物は現状どのような状況にあるのか教えていただけますか。

山口美しい県土づくり推進室長

屋外広告物につきましては、実は私どもも平成22、23という2年間、緊急雇用で実態調査をさせていただいております。この実態調査は現実には敷地外から看板の写真を撮りまして、この写真と台帳の突き合わせを今現在しているところです。数値につきましてはまだ集計ができていない状

況でございます。以上でございます。

仁ノ平委員　これを伺ったのは、実は、このことに関して県民から耳にすることは、うちは守っていると。けれど、あそこのあの旗は何だとか、うちはあれを引っ込めたのに、あそこのおそば屋さんは橋の上にあんな旗を出しているじゃないかという不公平感というか、そのことを私も担当にお伝えしたこともあります。いつとき撤去されても、また1週間もしないうちにもとに戻ってしまうということで、不公平感があったらいけないし、やっぱり景観形成の意味でもルールに反するものは、ある意味で徹底していただきたいという気持ちがあるのですが、来年度以降の取り組みに関して、その辺いかがでしょうか。

山口美しい県土づくり推進室長　屋外広告物の監視につきましては、従前から行ってきたところですが、現在6名とお答えをしておりますけれども、平成24年度は12名体制を目指して、今、努力しているところでございます。ほぼ人員の確保が見込みはついたところで、来年度からは12名体制で監視業務を含めて行っていきたいと考えております。

仁ノ平委員　ぜひそのときに、守っている方の不満というか、不公平感を持たれないようにということと、ルールを守っていらっしやらない方にも県の姿勢なり考えをよく御理解いただいてということが大切だと思うので、この事業の推進を願います。
不公平感の解消ということで、ちょっと考えられることがあったらお話しいただけますか。

山口美しい県土づくり推進室長　まず屋外広告物につきましては、非常に複雑な規制というか、山梨県全体に2つの禁止地域と3つの許可地域という5地域ございます。そこにおきまして、まず私どもは屋外広告物の中で個人的な商標とか表札的なものにつきましては、許可になるもの、許可してはいけないものというふうにいるような基準がございます。ですから、皆さんが見て、あれはどうして違反だというような問い合わせが結構ございますが、そういう中で私どもも一昨年から昨年にかけて屋外広告物とはこういうものです、こういうものは許可が要ります、こういうものは許可ができませんというようなパンフレットを山梨県全域の各戸に回覧、及び各市町村の商工会へ配付をして、周知をしているところです。今年度もこれにつきましては、引き続き同じように周知活動をしていきたいと考えています。以上です。

(休 憩)

(道路除雪について)

桜本副委員長　県土の20、道路管理課の道路環境整備事業費のクリーンロード費のうちの道路の除雪費5,000万円についてお尋ねをいたします。本年度は降雪の日数、量とも非常にふえている中で、この5,000万円の根拠というか、今年度を例にとってどんな考え方のもとに提示したのか、まずお答えください。

丸山道路管理課長　予算の計上につきましては、これまでの経緯等を踏まえまして5,000万円を計上させていただいております。実態につきましては、降雪状況によってふえてきた場合はこれを増額するとか、この道路環境整備事業費の中での流用、あるいは道路修繕費からの流用といったことで、除雪の需要に対してはすべて

対応できるようなことをこれまで実態として行ってまいりました。以上です。

桜本副委員長 では、流用というような形、ほかからの持ち出しというようなことで、特に補正を盛るといったことは今までしてこなかったということでしょうか。

丸山道路管理課長 非常に豪雪と言われるような年につきましては、県単独災害費が計上してございますので、それを充てるといった対応をした例はございます。

桜本副委員長 例えば、非常に捨て場が困るというような場合、他県でも非常にそういったことを苦慮しているようですが、県内における雪の捨て場についてはどんなふうを考えているのか、また、その予算についてはどのように対応しているのかお答えください。

丸山道路管理課長 今、委員が御指摘のような事例が出たことも過去ございます。特に富士北麓地域におきまして非常に雪がたくさん降ったときには、通常は除雪というのは、御承知のとおり、グレーダーといった重機で路面にある雪を横へ排雪するだけになりますが、量が多かったり、頻繁になった場合は、それを排雪といって、ダンプに積み込んで雪捨て場へ持っていかないと、歩道も使えないとか、車道の幅員が狭くなってしまいうことがございますので、排雪、それから排雪処理ということをするわけです。吉田のほうで言いますと、鐘山のグラウンドというものを市と共同で排雪置き場に使ったりというようなことをした事例もございます。そういった場合は、当然、費用も通常の除雪よりかさみますので、県単独災害費の充当といったことで対応しています。以上です。

桜本副委員長 各地域土木事務所等の管轄と管理下で行われると思うのですが、この5,000万円の配分というものは、各事務所は当初どんなふうに行っているのでしょうか。

丸山道路管理課長 予算成立後、降雪シーズンの前に配分をするわけですが、当然、過去の実績を見まして、降雪量の多い富士北麓あるいは八ヶ岳南麓を抱えております中北建設事務所峡北支所等に厚く配分するようにいたしております。以上です。

桜本副委員長 よく県の担当するところには県民から、こうしてくれ、ああしてくれという電話、あるいは苦情等が来るかと思いますが、その中で体制的にはどなたがどのような形で御判断して、指令を出しているのでしょうか。

丸山道路管理課長 除雪の対応について概略を説明させていただきますと、各建設事務所が路線ごとに管内の建設業者と、この路線のこの区間はどの会社がやるということ事前に単価契約で、1キロやったら幾らという形で契約をしています。降雪があった場合は、今、委員御指摘のとおり、昔に比べて非常にいい除雪状態を要求されておりますので、極端な言い方をすると、昔だったら除雪しないような状態でも、数センチ積雪があったら除雪を始めるようなことで各建設事務所ですべての体制になっております。

桜本副委員長 ということは、あらかじめ路線によって業者は選定をしてあると。あるいは、金額の調整もしてあるという理解でよろしいですか。

丸山道路管理課長 そのとおりでございます。

桜本副委員長 例えば、同じ道路でも、場所によって、先ほどの精度が変わってくるという話、精度というか、上手にできているところと上手にできていないということがあります。雪かきの指針というようなものは県ではつくっていますか。

丸山道路管理課長 特に指針として明文化してございませんが、その業者と契約するに際しまして、使用できる重機については調査をいたしまして、例えばバックホーしかないような会社でレンタルもすぐできないというような会社も、当然、契約対象といたしますので、今、委員がおっしゃったように、場所によって雪かきの、端的に言えば、うまい下手があるということは実態として否めないところもございまして。それはなぜかと申しますと、御存じかどうかわかりませんが、グレーダーという舗装に使う機械で、長いブレードがついていて、それを通常は舗装で砂利をしたりして、精度よく路面をつくる機械ですが、そういったものを持っている会社がやると、それは非常に調節も細かく、ブレードと申しますか、各刃の路面からの高さとかも細かくコントロールできますので、そういった機械でやると確かにきれいに除雪ができるという実態がございましてけれども、どの会社も持っているわけではございません。通常のトラクターショベルと言われる、いわゆるバケットの大きいやつで押していくような場合と、除雪の仕上がり具合に差があるという事実はございまして。ただ、各社とも深夜でも除雪をしたりということと、持っている機械の中で一生懸命やっただけだと認識しております。以上です。

桜本副委員長 やはり県工事でありますので、例えば技術者の問題、あるいは使用する重機の問題等によって金額が変わってくるということは当たり前の要素じゃないんですか。その辺いかがですか。

丸山道路管理課長 基本的にはキロ当たりで、あと、これまで業者等々との打ち合わせの中でも、やはり経費的にかなりきつい部分もあるということもございました。それはなぜかという、全部が全部自社で機械を持ってるわけではなくて、レンタルするわけですが、使わないときも借りておかないと、いざというときにレンタルできません。そういう部分のレンタル期間中の一定の経費の計上とか、持っている機械による差といったものは補うような形で契約をしております。以上です。

桜本副委員長 やみくもに経費を高く誘導するということではなくて、やはりこれは公共事業でありますし、また、除雪ということは日常生活に非常にかかわっている部分も多いですし、あるいは交通事故等の問題も当然かかわってくると思いますので、その時代に合った、時期に応じたきちんとした予算を盛っておくということが肝要ではないかと思えます。また、雪かきをすればしっばなしということではなくて、私が先ほど述べた指針というのは、例えば除雪は通勤通学の前に行うと。そして、雪はストックしておくことも可能だけれども、例えばストックした何時間以内には決められた捨て場に捨てるというように。やり方、指針がなくて、業者にいつものようにしておいてくれというわけにはだんだんいなくなると思いますが、その点についてはいかがですか。

丸山道路管理課長 排雪については、やはり道路の状況とか、その後の天候、気温などによる融雪の状況等を判断して適切に対応しております。ただ、委員御指摘のように場所によって差が出るという御意見も確かにいただいておりますので、そうい

った点には今からも降雪があるかもしれませんが、以降の除雪の中で適切に対応できるように留意してまいりたいと思います。以上です。

桜本副委員長 何年に一遍かもしれませんし、本年度も、あるいは来年度も、また再来年度も、これは天気、気候ですから、このあたりはわかりにくいものかもしれませんが、他県とのことも比較しながら、ぜひ情報収集をしながら、山梨ならではの除雪施策というか方針を、この際。経験として、私が聞き及んでいる限りでは、業者として非常に上手なところと、あるいはうまくいっていないところということもあります。部長、いかがですか。その辺お答えいただければありがたいです。

酒谷県土整備部長 今の除雪のお話でありますけれども、実態として問題があるかどうかというのは私は気になっているところですが、確かに精度に差がある、除雪の仕方によって雪の削るとききの厚さが差があるという話であります。ただ、機械が一気にやっってしまうとなかなかいけないということで、できるだけ広範囲に多くのパーティーでやっているわけです。そういうところで若干差が出るのかなと思っています。ただ、今、桜本委員の言われるように、確かにその基準というものは必要だと思います。うちで基準化できるかどうかわかりませんが、そういう意味で、他県の状況を調べてみたいと思います。よろしく願いいたします。

武川委員 今の関連で、部長答弁があってから質問するのも何なんですけれども、雪に余り縁のない桜本委員に質問していただいて恐縮しております。今、お話がいろいろありましたけれども、2点確認といいますかお伺いをしたいわけです。まず1点は、この除雪につきましては、除雪というものに対する基本的な考え方が雪国である東北、北海道地域と、私ども山梨県あたりとはちょっと異なるのかなと。雪国の場合は除雪も公共事業等が暇な時期のある意味で、いわゆる対策的なこともありますから、まあ、この辺よりは単価はいいのかなという感じはしますけれども、それはそれとして、まず一つは、国道と県道を県工事の受注業者が主に除雪対応しているわけですが、一番に求められるのは、できるだけ早く、できるだけ距離を処理することだと思います。そういう意味で、ここ5年、10年の中でその請負業者が大体同じなのか、変わっているのか、まずそこから伺いたい。

丸山道路管理課長 御承知のとおり、建設業者の数も、特に県の工事を受注する建設業者の数が減ってまいりまして、メンバーは変わってきております。

武川委員 変わってきている？私の認識だと、県と県工事の受注業者があらかじめ冬季に入る前に路線と、そしてまた長さについていろいろ調整しながらやっていると思うんですが、業者は変わってきているとは思えないですね。同じような業者が請け負っていると思うんですけれども。私どもの地域のことを考えてみても、県の仕事を請け負っている業者というのは限られますから、本当に少ない業者でかなりの距離を分担していますから、第一に求められているスピードよりも時間がかかったりして、積雪の多いときは困るときがあるんです。したがって、何を言いたいかという、あらかじめ路線によって業者の責任分担というか、指定してあると思いますが、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、会社によっては設備の機動力も違うし、人員も違うし、いろいろあるかと思いますが、できるだけ多くの会社で、たくさんの手で一斉にやらないと、求め

られている時間帯に処理できないんです。固有名詞は避けましても、主な会社は2社、3社で決まっているものですから、私どもの地域における大手でさえも、やっぱり距離が長いもんだから、かなり時間がかかる。だから、できるだけ、ふだん受注していただいていない会社にも御協力を願うべきであると考えます。山梨においては、実態は知らないけれど、けど業者に言わせれば、雪かきだけは山梨はボランティアだと言っている会社もあるんですけども、その辺の単価が、先ほどの桜本委員の話にもちょっと関連しておりますが、除雪の受注金額がどの辺が適切かはよくわかりませんが、私の視点としては、とにかく早く除雪しなければ困るので、そのためにはできるだけ多くの会社で、たくさんの手で一斉にやらないと困るということです。

ですから、そういう意味で、業者が変わってきているようには思えません。2社、3社、4社ぐらいでやっている。国道も兼ねていますから。だから、さっき、メンバーは変わっていると言ったけど、変わっていないんじゃないですか。

丸山道路管理課長 変わっていると申し上げましたのは、数が減ってきている。

武川委員 何の数ですか。

丸山道路管理課長 除雪をできる業者の数が減ってきていますので、メンバーはさほど変わってなくて、新しく入った会社も少しはありますけど、1社がやる分がふえているという傾向がございます。

武川委員 まあ、最近土木に限らず一般競争入札の時代ですから何なんですけども、指名競争入札の時代でも、限られたところしか仕事をやらないから、限られたところしか除雪を頼めなかった。だからそういうことになっているんですよ。とにかく、今一番、地域で求められているのは、初期除雪です。時間をかけて、時間が与えられれば、それは、ゆっくりかいていけばいいけど、一番に求められるのは、限られた時間に、初期除雪が大事なんですよ。ですから、多くの会社にかいてもらうということが重要。それで、機械がない会社であれば、その部分においてはリースでも何でも対応していただく、こういう体制がまず求められるということが第1点。

それからもう1点は、特に交差点ですね。国道、県道が市町村道と交差しているところではありますが、国道、県道の除雪業者と市町村道の除雪業者が違うことが多いので、交差点付近で責任の範疇が明確でない部分の雪がかなり残ることがあって、結果として道路利用者が非常に不便をすることがあります。

また、大雪だけならまだよいが、大雪プラス災害時ということも考えられますので、地域としての、エリアとしての、ゾーンとしての除雪のあり方などを考える中で、県が主体となって、市町村の除雪担当者、国交省、警察、自衛隊、消防署などの関係機関で協議をする必要があると思いますが、いかがですか。

丸山道路管理課長 初期除雪を迅速にというのは鉄則だということは十分承知しております。今後、そういう体制がとれるかどうか、地元の建設業協会等と話をさせていただいて検討してまいりたいと思います。

ちょっとそれですが、峡東地方で除雪の対応が指名停止の関係等ありましたので、いろいろ調査したんですけども、やはりなかなか現実的に対応できるという会社が非常に少ないという現実がございました。それぞれの地域で事情が違うと思いますので、再度、各建設事務所単位ぐらいで協会と、今、委員の

御提案のあった点で参加者をふやして初期対応の時間を迅速にするようなことが可能かどうかということについては課題として検討してまいりたいと思います。

2点目の交差点の状況につきましては、除雪時間のタイムラグというか、時間差があることによって、1回かいたんだけど、次にかいたときにわーっとやっちゃって、また交差点の中に雪の塊ができたという現象だと思います。それにつきましても、3点目に地域の関係機関の協議機関という御提案があったわけですが、それは道路管理者の中で対応ができる話でございます。地域それぞれで降雪の状況は違うと思いますので、やはり各建設事務所の中で関係機関でそういった話し合いを持って、そういう現象が少しでも起きないような調整ができるかどうかということも含めて、御提案のあった関係機関につきましても、各建設事務所長に提案して実現するような方向で努力してまいりたいと思います。以上です。

武川委員

1点目の答えは、難しい部分もありますけれども、そういうことだよということの認識を深めていただきたい。

それから2点目については、タイムラグの話もありましたけれども、タイムラグはあるにしても、私は県から頼まれた、私は市から頼まれた、私は町から頼まれたという意識があります。ありますと、やっぱりタイムラグの以前に、そういった取り残しができる部分がありますから、そのことにつきましては3点目と連動してくるのかと思いますけれども、とにかく大雪だけではいいけれども、大雪のときに災害が重なったということになりますと、大変なことになりますから、県、市町村、国交省、警察、自衛隊、消防署等関係機関で、そういった連絡協議機関というか、連絡調整会議というか、そういったものは現在ありますか。

(休 憩)

丸山道路管理課長 現在、除雪に関しましてそういった協議機関はございません。

武川委員

とにかく協議機関を、連絡調整会議かな、設置に向けてひとつ前向きに検討していただきたいと思います。

丸山道路管理課長 先ほども申し上げましたとおり、そういう方向で努力してまいりたいと思います。

(休 憩)

(河川管理費について)

石井委員

県土の23ページになりますけれども、河川管理について二、三、お伺いします。まず、昨年、台風6号、12号等が影響しまして、河川が相当荒廃しているわけでございます。ここに6,780万円余の予算が計上されている河川現況図の作成という項目がありますが、これについて過去にはこういった図はなかったのか。あるいは、この範囲はどこまでなのかということをお伺いします。

井上治水課長

河川現況図作成というのは、毎年やっております、全県下、河川の延長が約2,000キロメートルになりまして、毎年、この河川の状況が変わったと

ころを順次、現況図を作成しているものでございます。

石井委員 現況調査ということで、今年度もこれを実施するわけですが、とにかく時期というものを非常に早急に必要ではないかとも思っています。最近はとにかくゲリラ豪雨やら台風等がいつ起きるかわからないということの中では、やはりいつときも早くこれを執行していただいて、これが完成して参考になるようにとも思っていますが、その点についてはいかがですか。

井上治水課長 予算が成立して明年度、早急に実施してまいります。

石井委員 ぜひ、これはこの下に、「川に親しみ、水辺にふれあう」という、この啓発事業もあるわけですが、これらにも大きくかかわってくるのかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、次の2,240万円余の予算ですが、このことにつきましてお伺いします。公用廃止という範囲はどこまでに当たるのか、この考え方につきまして伺います。

井上治水課長 河川の状況が変わったことによりまして、以前、河川であったところが河川でなくなる、その機能を発揮しなくなるというような部分につきまして、測量をするものでありまして、これは14万5,000平米と考えております。

石井委員 14万5,000平米ということですが、現況で想定する中では相当変わっているようにとられているようですが。

井上治水課長 その年によりまして状況は大きく変わってくるものですから、大分前に比べると大きく変わっているところもございまして、1年1年で考えますと余り変わっていないところもありまして、その年の水の状況によって大きく変わってまいります。

石井委員 わかりました。最初の質問とあわせて、これは関連しているわけですが、それと同時に、昨年のように深層崩壊等によって、恐らく河川が相当土砂によって瀬が浅くなったり、あるいは極端に深まったということがあつたわけですが、この次にあります河床状況調査等もあわせて進めていただきたいと思います。この河川には1級、2級とあると思いますが、どこの範囲までやっていくかあわせて伺います。

井上治水課長 河床状況調査というのが、委員御指摘のように、出水によって河床の状況が大きく堆積したり、また逆に取れたりというようなところでございまして、山梨県の場合、610河川のうち601河川が1級河川でございまして、これはすべて1級河川の調査で、ここに計上してあるのは1級河川でございまして。

石井委員 この調査がすべて完了した場合は、当然、市町村との関係も周知して取り組むというような状況になるわけですか。

井上治水課長 状況につきましては、その結果ができましたら市町村に速やかに報告をしたいと思っております。

石井委員 ぜひ、この次にあります「川に親しみ、水辺にふれあう」ということの中で

も非常にかかわりがあって大事なことだと思います。そこで、この河川堤防等の除草について、この9,400億円余の予算が計上されていますが、これらについて、中には河川清掃だとかいろいろボランティアでやられている方もいますけれども、そういったボランティア団体との関連というものは連携はないんですか。

井上治水課長 河川堤防除草費は地域で御協力をお願いできるところはボランティアの方をお願いしているところもございます。しかし、地形上、どうしてもできないと河川堤防除草費、9,411万9,000円は89河川、面積にして約2,000平米を計上しています。

石井委員 先ほど、単位を間違えました。億と言いましたけれども、万と訂正させていただきます。

ぜひ、今後、河川というのはいろいろな生活環境にもかかわることだと思いますので、この予算をフルに活用していただきまして、素晴らしい環境づくり、また、河川環境というのは我々が生活上欠かせないものがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(高齢者向け優良賃貸住宅供給促進費について)

土橋委員 44ページになります。建築住宅課の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進費、1,577万8,000円というのがありますが、この使い方をもう一度説明していただけますか。

松永建築住宅課長 この高齢者向け優良賃貸住宅供給促進費でございますが、先ほど御説明したとおり、平成14年からモデル的に民間の方が供給する、高齢者向けの民間の賃貸住宅、これを県で認定をいたしまして、高齢者の方にバリアフリーを備えた住宅に入っていただくということです。これについては10年間、入居者の負担を軽くするという意味で、国庫補助金もいただきながら、県で家賃の補助をいたしまして、その差額を補助するという形で入居者に入らせていただいているということでございます。以上です。

土橋委員 これは新たにそういう住宅をつくりませんかという話ではないわけですよね。

松永建築住宅課長 既にあるものの76戸でございます。以上でございます。

土橋委員 これは促進費と書いてあるけど、例えばこれは新たに入る人がいませんとか、入ってくださいということじゃなくて、その76戸に対しての補助金という見方でよろしいんですか。

松永建築住宅課長 おっしゃるとおりでございます。

土橋委員 この補助金は、県と国が半分ずつという理解をしているのですが、それでよろしいでしょうか。

松永建築住宅課長 はい、県が半分。要するに県が100補助すると、国から50の補助が県に入るということで、そういう意味では最終的な県の負担割合は県が半分、国が半分ということでございます。

土橋委員　ここに1,577万円という金額が出ているということは、国のほうもそれだけ出ているんですか、それとも半分が国から戻ってきているんでしょうか。

松永建築住宅課長　県で1,500万円予算化いたしますと、この半分が国から入ってくるという予定でございます。

土橋委員　県のほうが10年の期間があるということ。国が20年ということ。県が10年で終わりということになると、高齢者が入ってきて、例えば高齢者ですから70歳とか80歳の人が入ってきて、10年たって大変になったときに補助が打ち切られてしまうので困ると。国は20年の補助期間があるんだけど、県は10年しかないよというギャップがあるという話です。当時、県からどうでしょうかと声をかけられてつくった人たちが、まだ入っていないところもあったり、今も入っていないところがある。しかも、あと1年ちょっとで終わってしまうという、今から空いているところへ入る人もいなくなるということで、よかれと思ってつくったけれども、今ものすごく苦勞しているんだという人たちがいるということです。その辺の県の協力体制をしっかりともらえないかなと思いますが、どうでしょうか。

松永建築住宅課長　委員がおっしゃるように、そろそろ10年を迎える団地もだんだん出てきています。そうしますと、家賃対策の補助金が打ち切りというような予定になるわけでございます。当初そういう予定の中で募集をさせていただいて入居したという経緯もございますが、そういうオーナーの方からの要望もございまして、これは他県の状況とか、国ではそれは可能だということを知っておりますけれども、いろいろなことを調査いたしまして、また検討させていただきたいと思っています。

土橋委員　県の募集要請に対して、よし、やってみようと思って入っていった人たち、この76戸分があるわけですが、そのときに一番それに乗ってきた人というのは農家さんが多いと思います。普通の人が土地まで借りてこんなもの建てないから。そうすると、その打ち切りと、すごくいいつもりでいたけど、そこまでの計算しなかったお金に、今働いているお金がみんな出ていってしまう。生活費がなくなってしまうぐらい苦勞しているという話も聞いているわけです。国が20年までの計画で理解をしてくれているとしたら、県もぜひ、そんなたくさんのお金ではないと思いますが、というのは切れた段階に、10年たって年をとった人たちが全額払わなくてはならないから出ていかななくてはならない、次はどこへ出ていったらいいという福祉的な考え方もあるし、つくった人たちの収入の考え方もあるわけです。

そんなことで今、国がそうであれば、県がぜひ継続してそのところを検討してもらいたい。しっかり頑張ってくださいたいと思います。

松永建築住宅課長　繰り返しになって恐縮でございますが、またオーナーの方が何人かいらっしゃいますので、オーナーの方の要望等も含めまして、いろいろ他県の状況、あるいは国の考え方、これを審査して検討させていただきたいと思います。

井上治水課長　先ほど、石井委員の御質問にお答えした河川堤防除草費でございますが、面積を2,000平米と言いましたけれども、私の間違いでございます。200万平米でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第38号 平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

質疑

(桂川清流センター水質浄化モデル事業費について)

仁ノ平委員 県土の51ページ、一番下の桂川流域下水道管理費のうち、2つ目の丸のマル新、桂川清流センター水質浄化モデル事業費についてお伺いたします。この事業について9月の議会、その委員会でたしか森林環境部総務課の小野課長から、森林環境税の御説明とか、私の質疑の中でこの事業に当たるもののやりとりをした記憶があります。そうすると、ここに盛られている500万円というのは、これは来年度4月から始まる森林環境税のうちの500万円と理解してよろしいですか。

小池下水道課長 仁ノ平委員の御質問でございますが、9月のときに森林環境部から説明があったかと思いますが、この事業につきましては、相模川水域流域環境共同調査の結果というものを19年度からやっております。その関係で神奈川県から負担金という形で、一つとして、森林整備にかかわるお金、もう一つは生活排水対策についてという2つの項目についての負担を神奈川県からしていただけるということで説明があったのではないかなと思っております。その2つ目の項目について、生活排水対策という項目の中で共同事業を行うということになっておりまして、その負担金という形で神奈川県から平成24年度、明年度から500万円をいただけるという内容でございます。以上でございます。

仁ノ平委員 そうしますと、この500万円は県民から徴収するものではなくて、500万円全部、神奈川県からのお金だと理解してよろしいんですね。

小池下水道課長 はい。神奈川県からの負担金でございます。

仁ノ平委員 まあ、そうはいつでも、ちょっと森林環境保全とリンクするのかなという印象はあるんですが、これについては神奈川県のお金。リン削減を目的としているわけですよ。多分、リンとか窒素とか生活排水の中にそうした望ましくない物質というか、富栄養化というのか、そんな元素、物質がふえてしまったための対応と思います。そういう視点から見た桂川流域での本県の水の現状というか、こういう対策をとるからには問題があるわけで、その実情についてお話しただけですか。

小池下水道課長 先ほど申しましたが、神奈川県との共同事業ということでございまして、神奈川県につきましては、水道水源として相模ダムというものを持っております。その関係で、共同事業という形の中で、桂川の上流という形で山梨県が位置しているという状況でございます。その関係で共同事業を行うと。そして今、桂川清流センターにおけます水質につきましては、基準値を超えるものはございません。ですから、通常の基準の中で放流をさせていただいております。特に、下流の相模ダムにおきます富栄養化等を考えていきますと、窒素、リンという

のがその原因と言われております。リンはある程度除去できますが、桂川清流センターの放流水の中に、リン、窒素が含まれています。そのリンを除去することによりまして、下流に対するリンの総量を減らすということで共同事業として位置づけられたことの中で、神奈川県から応分の負担をしていただけるという内容です。

仁ノ平委員 来年度のこの500万円は何をするんでしょうか。

小池下水道課長 来年度の500万円につきましては、施設の詳細設計の費用です。以上でございます。

仁ノ平委員 その500万円全部施設の詳細設計ということで、共同事業ということですが、山梨県は何をするんですか。

小池下水道課長 明年度の平成24年度につきましては、山梨県は通常の桂川清流センターにおける下水処理の通常の維持管理。そして、明年度の500万円につきましては、そこにリンを除去するための施設の設計を行うための詳細設計費用として、神奈川県から全額負担金としていただけるという内容です。

仁ノ平委員 この施設をつくって、実際にこれまでもしていたけど、新たな凝集剤を投与することによるリン削減というのはいつから始まるんですか。

小池下水道課長 スケジュールの関係でございますが、明年度、平成24年度は詳細設計、そして平成25年度に施設の工事をしたいと考えております。そして、早くても26年の1月、2月という形の中で、施設が完了次第、維持管理に入っていきますので、直接的な凝集剤を投入というのは26年になろうかと思えます。

仁ノ平委員 この神奈川県の負担金は、いつまで約束されているんでしょうか。

小池下水道課長 神奈川県の今の計画の中では平成24年度から平成28年度の5カ年という計画の中で約束をいただいているという状況です。

仁ノ平委員 その後については、平成26年度にこの事業が実際に始まって、その成果を見てという理解でよろしいですか。

小池下水道課長 先ほど平成26年度と言いましたが、私の誤りで、平成26年に入って施設が完成すれば、26年の1月、2月、3月ごろから、もしかすると入れるかもしれない。そして、それを5カ年、一応、3カ年強になるわけでございますが、モニタリング調査等を行いまして、削減効果がどの程度削減されるかということの中で評価をされた中で、今後の進め方というのが決まってくるのではないかと考えております。

仁ノ平委員 その水を別に神奈川の方が飲まれてもいいんですが、これできれいになった水のうち、山梨県民というのはそのどれぐらいの割合、供給を受けているんでしょうか。

小池下水道課長 山梨県の影響というのは、やはり河川の水質の面で影響があるのかなど。飲料水につきましては、申しわけありませんが、神奈川の相模ダムと考えており

ますので、山梨県の中で飲料水を取っているか、申しわけありませんがわかりません。

仁ノ平委員 わかりました。森林環境税が4月1日からなので、私もすごく関心があるので伺わせていただいたのですが、これも関係した事業ととらえて、直接は飲まなくても本県の環境に向上するというところで、ぜひこの共同事業がうまくいくことを、そして水が改善されることを祈っております。どうぞよろしくお願いいたします。質問を終わります。

(流域下水道建設の進捗状況について)

望月(利)委員 県土53ページから54ページの流域下水道の建設費についてですが、計画がそれぞれ平成47年とか49年というような形なのですが、今の進捗状況等をお聞かせください。

小池下水道課長 進捗状況ですが、2月補正のときにも聞かれまして質問に答えたところでありますが、全体でいきますと幹線の管渠から処理場までの全体の関係でいきますと、平成22年度末までで85.7%です。そして、幹線管渠でいきますと96.9%という状況でございます。

望月(利)委員 一応、計画予定どおりに進捗しているという理解でいいでしょうか。

小池下水道課長 下水道事業は非常に難しい事業でございまして、一番上にあります直接住民の方々から排出されるものが一番下流の処理場までという形でつながって下水の処理、汚水処理をしているところです。県の持ち分としまして、幹線管渠から処理場までにつかまして制御しているところとございまして、それにつきましては、96.9%という幹線管渠の進捗率の数字でございまして、そして全体としましても85.7%。しかし、肝心の市町村におきます整備がなかなか進まない状況でございます。そういうところの事業が進んでいけば普及率等も上がってくるとは思いますが、現状では61.1%という普及率であります。

望月(利)委員 恐らく市町村のほうで接続という部分がおくれてきていて、全体の部分が、まだ市町村の部分が少ないということで、今、合併浄化槽という形でシフトしていくような形になってきているのかなと思います。しっかりと当初の計画どおりやっていただきたいという部分が一つです。

(浄化センター整備、長寿命化計画策定等について)

次に移りますが、54ページの浄化センター整備、長寿命化計画策定等ということで、詳しくお聞かせください。

小池下水道課長 長寿命化計画につきましては、処理場とポンプ場という形で今、考えているところとございまして、処理場につきましては、平成23年度におきまして計画が立てられております。あと、ポンプ場につきましては幾つかございまして、ポンプ場の長寿命化計画を立てるという予定でいるところです。

望月(利)委員 処理場、ポンプ場ということなのですが、長寿命化ということなので、当初の計画とは変わって、何か寿命を長くしたいというような意図があつてのことですか。

小池下水道課長 通常でありますと、耐用年数を過ぎると更新していくというような形が一番

ポピュラーかと思うのですが、なかなか今後、維持管理費等を含める中で、更新にかかわる費用も非常に限りがあるということで、できるだけ寿命を長く延ばしていきたいということもございます。施設の健全化調査を行う中で、できるだけ費用をかけずに寿命を延ばしていきたいという形の策定を行うということでございます。

望月（利）委員 使えるものも捨ててしまわなきゃいけないというような予算編成が過去にはあったかもしれないですが、そうやって長寿命化ということになるべく予算をかけないようにというスタンスでぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

この釜無川流域の関係ですが、今、整備をしまして、ちょっと外れるかもしれませんが、地元でグラウンドを使わせてもらっているような形で、それが地元対応というような形で、当初の約束とちょっと違ってきているようなこともあったり、将来的に浄化センターの上にグラウンドをつくって、そこでグラウンドを地域に提供するよというようなことで、地元対応との変化という部分がもしお聞かせいただけるのであればお願いします。

小池下水道課長 処理場の完成後の多目的利用という形の中で、いろいろ地元とお話をしているという状況もございます。まだ状況的にはすべてが仕上がっているということでもございませんので、地域の方々の意見に耳を傾けながら、どういう形が現状でいいのかということもまた考えながら、地域の方々と一緒になって考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

望月（利）委員 これも処分場の一つですから、明野の例をとってはいけないんですが、地元との対話といった部分で、当初の約束、グラウンドを使わせてもらっているんだけど、だんだん狭くなってきて、区のお祭りとか運動会に使えなくなってしまったというような声もちょっと聞いています。当初との約束がどこが約束なのかわからないんですが、変わってきているという部分もあるもので、しっかりと、釜無だけではなくて全地域、地元との対話という部分もしっかりしていただきながら、さっき話をしていただいたように、なるべく予算を抑えるような形で、ぜひ今後も努力していただければと思います。

小池下水道課長 先ほどもお話をさせていただきましたが、やはり地域の方々の御意見を聞きながら、今、何ができるかということ踏まえながら対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第21号 山梨県屋外広告物条例等中改正の件

質疑

桜本副委員長 先ほど午前中に申し上げた、景観計画を持たない市町村が主体となって景観形成の推進ができるんでしょうか。

山口美しい県土づくり推進室長 今現在、景観計画を策定していない市町村が、富士吉田市、都留市、上野原市、昭和町、南部町です。まだ景観計画策定していない場合は山梨県の景観条例がその上にかかっている状態です。以上でございます。

桜本副委員長 私が言いたいのは、美しい県土づくりというお題目を県で掲げながら、その5つの市と町がまだまだ不十分ということに関しては何か原因があるんですか。県の指導が行き届かないのか、この5つの行政の長から理解を得られていないのか、どういう御判断を県ではお持ちでしょうか。

山口美しい県土づくり推進室長 景観計画策定業務につきましては、県としまして、県のガイドラインや補助金等を用意しまして、市町村に対して作成の働きかけをしているところですが、市町村によってはその他の都市計画事業とか基礎調査とか、いろいろな予算的な措置、及び人的な措置においておくれが生じている市町村がございます。今、残っている市町村の中には、来年着手または再来年着手という状況のところもございます。以上です。

桜本副委員長 特に世界遺産の問題等で含まれているというか、中心にならざるを得ないところがおくれているということについてはいかがですか。

山口美しい県土づくり推進室長 私どもとしましても景観計画の策定の重要性を含めまして働きかけをし、また、事前にいろいろなお手伝いをさせていただきながら、なるべく早い計画策定を働きかけていきたいと考えております。

桜本副委員長 部長、この条例をつくる上で、ちょっと認識が足りないと思うんですが、美しい県土づくりということの中で、来年ぐらい着手だ、再来年ぐらい着手だなんていう、そんな悠長な考え方でよろしいんですか。そうではなくて、そういった世界遺産登録も含めて、ここまできちんと県の方針に沿ってやってもらわなきゃ困るという、逆にそういった市町村に対して指導するべきではないんでしょうか。

酒谷県土整備部長 今、山口室長が答えましたように、県としても当然、支援なり指導はしているつもりでございます。桜本委員が言われるように、世界遺産登録を踏まえて、美しい県土づくりの推進を早くしなければいけないという認識を十分持っております。屋外広告物だけではなくて、そのほかの景観形成モデル事業や、ほかの事業もやっておりますので、そういうものと組み合わせながら美しい県土をつくっていききたいと考えております。以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第22号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

質疑

仁ノ平委員 公営住宅法の一部改正により入居者資格のうち、同居親族要件が廃止された
とありますが、この同居親族要件というのはどういうものでしょうか。

松永建築住宅課長 公営住宅法で書いてございますけれども、現に同居をし、または同居し
ようとする親族がいる者に限り公営住宅に入れるという、現在、旧法はそういう
表現でございます。したがって、单身以外の方という形になります。

仁ノ平委員 基本的に単身者はだめで、複数の親族によって公営住宅は利用できる、これ
まではそうだったという理解でよろしいですか。

松永建築住宅課長 はい、原則としておっしゃるとおりでございますけれども、先ほど申し上
げたとおり、高齢者あるいは障害者の方については特例として単身者でも現在
も入っています。

仁ノ平委員 国においては法改正により何の目的でそれは廃止されたのですか。

松永建築住宅課長 いわゆる第一次一括法という法律の中で、そういった決め事は地方公共団
体に委ねるという趣旨で、単身者も全部認めるということではなくて、決める
のは各地方公共団体が決めなさいという趣旨だと理解しています。

仁ノ平委員 そういことですか。それについてはわかりました。

その次に、本県の整備状況などを勘案し、とあるのですが、この件に関して
の本県の整備状況というのはどういうことなののでしょうか。先ほどもちょっと
言及されていたようですが、ちょっとよくわからないのでお願いいたします。

松永建築住宅課長 本県は既に昭和25年以降、公営住宅を供給していますが、それは主に、
いわゆる子育て世帯ですとか母子世帯などの、いわゆる家族世帯向けを中心に
していました。なおかつ、特に居住の安定の確保を図ると。お年寄りの場合は
民間の賃貸住宅に単身の場合は入れないパターンもあるやに聞いてございま
す。そういった方をセーフティネットとして救うために、高齢者や障害者な
どについては単身者の方も入居していただいているということございまし
て、そういったことで整備を進めてきたということで、こういう表現にしてい
ます。

仁ノ平委員 じゃあ、国にあってはそういう法改正があったけど、本県はそういう方針で
いくよという理解でよろしいですね。

そうなると、本県はこれまでどおりっていうわけですね。何も改正しない
で現行どおりなのだから、何で改正する条例案で出てくるのかなと、そこがよ
くわからないのですが教えてください。

松永建築住宅課長 公営住宅法が改正されまして、同居親族要件がなくなってしまう
なくなってしまうので、従来と同じにするためにはそれを条例に定めな
ければならないという規定になったものですから、今回、条例を改正するとい
うことでございます。以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第47号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第48号 街路整備事業施行に伴う受益者負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項 第2号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件

質疑 なし

※所管事項 第3号 民法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

質疑 なし

※所管事項 第12号 山梨県県民会館設置及び管理条例等中改正の件

質疑

桜本副委員長 内容の中で、次の条例に係る公の施設についてと書いてあるのですが、公の施設というと、具体的に何施設ぐらい入るのでしょうか。

市川都市計画課長 今回の施設の数ということでございますが、対象となる条例の数が32です。それで、特に通常は1つの条例について施設は1つ、設置管理条例という

ことであれば1つなんですけれども、都市公園条例の場合にはたくさんの施設がございます。都市公園につきましては、小瀬スポーツ公園を含む……今、済みません、手元の資料で数を入れますと、51ぐらいの施設が対象になっております。質問がありましたので、追加でお話をさせていただきますと、すべての公の施設という説明をさせていただきましたが、もともと施設の利用形態が福祉施設であるといったものについては今回の対象にはなっていません。以上でございます。

※所管事項

質疑

(甲府駅南口の駐輪場整備について)

仁ノ平委員 本会議の部長の答弁で、甲府駅南口の修景計画の中で、自転車の置き場、駐輪場についての整備をしていただけるとの御答弁をいただいたのですが、具体的には何台ぐらいを想定して、どのあたりの場所をお考えか、1点伺います。

市川都市計画課長 現在、修景計画の取りまとめをしているところでございますが、現在、取りまとめている修景計画は基本的な考え方でありまして、そういったもので、実際に駅前広場の駐輪場の違法駐輪の放置自転車の台数、それに見合うだけのものは新しい整備の中で確保していきたいと考えております。特に具体的に、今現在、駅の信玄公像の西側にあります位置につきましては、800台程度の駐輪場を設けることにしておりますが、方面的にはそれだけでは足りません。放置自転車が1,000台以上あることは確認しておりますので、それだけの台数は南側とか、あと、東側といったところにも確保していく。具体的に何かここだというのは、レイアウトが完全に決まっておきませんので、それは詳細に技術的な検討を加える中で位置を確保していきたいということでございます。以上でございます。

仁ノ平委員 ちょっと記憶違いかもしれませんが、放置自転車を一つ一つカウントしていただいて、現状で二千四、五百台と伺ったのですが、先ほど1,000を考えているとおっしゃって、現状では800台。調査をしたら2,400台と伺った記憶があって、ちょっとその計画では足りないように思いますが、いかがでしょうか。

市川都市計画課長 現在、足りない分が1,000台ぐらいはあると思います。現状、確保されている駐輪の台数がございますので、その足りない分を補っていかなければいけない。数字的には、先ほど言った、駅の西側については800台程度が足りない。東側については、実際は足りているんでしょうけれども、放置自転車として置かれているものが200台程度はある。現状でそういったものは調査をしておりますので、その足りない分について確保していきたいということでございます。

仁ノ平委員 きょうも朝から話題になっている美しい県土、美しい景観ということとも関係してくるでしょうし、自転車ブームの中で、現状の台数より、災害の避難手段としてでも、健康ブームでも、さらにふえることも考えられますので、ぜひその点をお考えの上、検討いただくとありがたいと思います。
(県営住宅の単身者入居について)

あと1点、別の話題ですが、先ほど、私も現状ではそうだろうなと思って条例案に賛成したのですが、公営住宅法の単身者入居のことです。現状では県営住宅約8,000戸ですか、パイも限られているし、複数の方を優先するんだというのはわかるのですが、最近の生き方の多様化であるとか、家族形態の変化であるとか、若年層の貧困化とか、あるいは全体的な人口減少をかんがみると、将来的には同居親族要件を廃止してもいいんじゃないかなという気がしております。その辺のことは今回のこの条例改正の中で議論にならなかったのかどうか聞かせていただけますか。

松永建築住宅課長 今回の条例は今までどおりということで、いわゆる単身者については若年単身と一般の単身者については、それは規定しないということで出しております。これによって従来どおりの、いわゆる入居機会を確保できると考えています。将来的にどうかというお話でございますけれども、これは社会構造とか経済状況、こういったものがどうなるかということも非常にかかわってくる問題だと思います。そこで、現在、私どもとしては、じゃあ何年後にどうするとか、そこまでの具体的な計画というのは今のところ持ち合わせてはしません。いずれ人口が減るとか、何とかそれを持ち上げるというふうなことも関係する基本的な部分だと思いますが、公営住宅のサイドについてその後ふやしていくかどうかということについては、今現段階では特に数字は持ち合わせておりません。

仁ノ平委員 もちろん私も現状では今回の方針を支持するものですが、いろいろな社会、世界情勢の変化の中で、個の尊重というような大きな流れもありますので、頭の隅に置いておいてもいいことではないかなと思います。例えば結婚しない人とかを、まあ、親と住めばいいんだけど、1人で住みたいという人でも、余りにこの要件が前面に出ると、ある種の差別にもつながるものでもあるし、その辺は今後の住宅施策の中で個の尊重というのも頭に入れておくことが必要ではないかなと思って申し上げました。以上です。

(県営住宅への社会福祉事業とグループホームの活用について)

前島委員 ひとつぜひ前向きに公営住宅、県営住宅の取り組みをお願いしたいと思うことがあります。御承知のように自立支援法という法律がいよいよ4月1日から完全実施という方向になります。障害者の皆さん方が地域に戻りながら、地域の皆さんに支えていただきながら、地域の皆さんと一緒に、いわゆる参画をしていく仕組みが自立支援法の骨子なんです。その中で、例えばグループホーム的なもの、2人ないし4人というふうな組み合わせで住宅を活用していく場合に、一般の民間のアパートとか住宅をお借りする場合については、用途変更という手続を踏まなければお借りすることができません。それをお借りする場合には、少なくとも個々の個室を保障していくという用途変更、それからグループホームということについての理解を地域からいただかなくてはならない。そういう一つの壁があるんです。

そういう状況の中で、この自立支援法がいよいよ4月1日から、18年に施行されて、5年間の猶予期間を経ていよいよ24年4月1日から全国一斉に自立支援法の新体系への移行が始まるわけです。そのことで、やっぱり住まいの問題が一つ大きな問題。2つ目は働く場所の問題が大きな問題。我々の山梨の場合でもそういう課題に直面をしているわけです。

県は今、障害者の方々や60歳以上の独身の方々も入居できるようなことの条例の改正案が今、説明をされて、皆さんの御賛成をいただいたところだけでも、障害者っていう今の改正の骨子からすれば、これは一般の障害者という

ふうに解して受けとめているわけでありまして、グループホーム的な2人ないし4人で一緒に生活をするような住居に対しては、今、申し上げたようなことがあって、なかなかお借りすることができない。県営住宅などはやっぱりどの団地にも、少なくとも最低1つぐらいのグループホームを認めてあげて、そしてその地域のアパートに入っている、県営住宅に入っている人たちが支えてあげる、世話人役を買って出ていただく、お世話をしていただくというふうな、そういう障害者が地域に参加していくためには、その基盤を整えてあげることが重要だと思います。そういうことを含めて、ぜひ、まず率先して山梨県の県営住宅がそういう一つの取り組みをしていただければ、市町村もまた市営住宅、あるいはすべての公営住宅がそういう方向に向かって稼働してくださるのではないかと。

いずれにしても、今、人口減社会を迎えて、公的な住宅というのは、かつてのような時代から、かなり空きが出てくる時代がすぐそこへ訪れてくると私は思います。そういうためにも、やっぱり障害者を積極的に各団地で、受け入れてあげられるような対応をお願いしたいと思いますが、ぜひそういう点で御所見をいただきたいと思います。

松永建築住宅課長 県営住宅への社会福祉事業とグループホームの活用という御質問でございます。平成10年に公営住宅法が改正されまして、これに伴いまして、知的障害者等の地域における自立生活を支援するために、一定の条件のもとに、公営住宅の使用については門戸を開放しています。また、いわゆる痴呆性の高齢者に対する支援対策も重要でございますので、精神障害者、それから知的障害者にかかわるグループホーム事業に加えまして、新たに認知症の高齢者グループホーム事業といったものも平成12年からやっています。現在、入居状況につきましては、福祉村団地というのが昔の白根町にございますけれども、ここに4戸ほどグループホームということでお貸ししているところです。

そうはいつでも、すごくたくさん入居する町のところでなくて、ある程度、需要の度合いが低いというふうなことに對しまして現在も供給、利用していただいている状況がございますので、今後もこれは引き続き対応してまいりたいと考えております。以上です。

前島委員

御勅使川沿いの福祉村、あれは田邊知事の時代に、あそこへボランティアをしていただくことを条件に、そういう方々と一緒に使えるような県営住宅をつくったんです。あれは特異なんですよ。今、山梨県全体の県営住宅がまだそういう取り組みになっていないんです。だから、そういうことを前向きに検討していくべき時期が来ているのではないかと。そして、県が積極的にそのことに對応するのが重要なときだと思っています。そういう取り組みをしてもらいたい。山梨のすべての住宅でワンコーナーなりを確保してあげられるような、社会参加が可能になるような受入れの体制を具体化してもらいたいということです。そういう点であわせて御指導なりをしていただきたいと思っています。

松永建築住宅課長 委員がおっしゃるとおり、福祉村団地というのは、昭和50年代につくられたものでございまして、そのときにすぐ近くに福祉村がございますので、そういったお手伝いみたいなものをするような形になっています。ただ、入居につきましては、当時そういったことが可能ではなかったものですから、こちらの入居については平成14年から、法律改正に伴ってそういうところになるようになったということでございます。現在は確かに福祉村団地ですが、

私どもとしてはほかの団地でもそういった空き家等がございましたら、ぜひ希望等ございましたら積極的にお使いいただくというスタンスです。以上です。

その他 ・ 3月8日に森林環境部関係の審査を行うこととされた。

以 上

土木森林環境委員長 白壁 賢一